

平成 26 年 9 月 19 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

指定薬物として新規に指定される物質を含有する製品の取り扱いについて

「薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）」（平成 26 年 9 月 19 日付け薬食発 0919 第 1 号医薬食品局長通知）で通知したとおり、本日、「薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 106 号。以下「省令」という。）が公布され、新たに 14 物質が薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 14 項に規定する指定薬物に指定されました。これらの物質を含有する製品（別紙参照）については、省令の公布の日から起算して 10 日を経過した日（平成 26 年 9 月 29 日）からその輸入、製造、販売、所持、使用等が規制されます。

当該製品については、現時点ではお香としてや観賞用等で使用されていることが確認されていないことから、事実上人体への摂取を目的としており、平成 26 年 9 月 29 日までの間は、その使用目的に係る標榜ぶり如何に関わらず、無承認無許可医薬品として指導取締の対象となります。

特に、当該期間は指定薬物としての規制を受ける前の駆け込み販売等が懸念されるところですので、貴職におかれては、新たに指定される指定薬物を含む製品について、その使用実態を踏まえ、販売等の指導取締りの強化をお願いします。

なお、「麻薬の新規指定に伴う薬事監視の強化について」（平成 16 年 12 月 2 日付け薬食監麻発第 1202004 号監視指導・麻薬対策課長通知）において示したとおり、上記の指定薬物を含有する製品については、その使用目的に係る標榜ぶり如何に関わらず、事実上人体摂取目的で販売されていると判断される場合には、薬事法上の無承認無許可医薬品に該当し、取締りの対象となり得ることを申し添えます。

新たに指定薬物となる成分を検出した危険ドラッグ商品名一覧（H26.9.19追加指定分）

商品名	
[A]	KILLER JUGGLING HIGHWAY KILLER
Artemis	
Artistic chemical gang	[M]
Artistic chemical Mafia	MAX Revival master max
Artistic Kayla	Mozart
Ash 180 AROMA BOOST	
Ash 180 POWDER	[N]
Ash 360	NYX
Ash 360 POWDER	
Ash Angel Eyes POWDER	[R]
Ash Black Eyes POWDER(黒)	ROYAL HEAVEN
Ash Black Eyes powder(白)	
Ash high speed Crack POWDER	[S]
Ash Jaws Hawaii POWDER	Summer BREAK flesh vegetable
Ash kelly AROMA BOOST	
Ash Pakalolo Super Silver Haze	[U]
Ash Powder Blue Eyes 2nd	ULTIMATE Lighthing-Erotica-
Ash RED EYES POWDER	
Ash ULTRA EYES LIQUID	
Ash Wolf Eyes POWDER	
Ash Yellow Eyes owl	
[B]	
BUTTERFLY TASAKA SPECIAL MIX NEW SEASON	
[C]	
Christ2	
COSMIC CAPSULE WILD SPEED	
Crystal crack coke Artistic	
[H]	
Hega	
[I]	
Ice Rock	
[J]	
Jewely CORAL aroma liquid	
Jewely SCARAB Aroma Liquid	
Juliet'	
[K]	
Keep calm and sex machine セックスマシーン	
KEEP CALM AND I LOVE SEX アイラブセックス	